

平成 2 9 年 第 1 3 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 9 年 7 月 1 1 日（火）午後 1 時

場 所：教育委員会室

教育長	白井正三郎
教育長職務代理者	松原秀成
委員	石井正治
委員	古巻勲
委員	上野操

事務局	教育推進課長	柴田靖弘
	学務課長	川勝賢治
	指導室長兼教育研究所長	市川茂
	学校施設担当課長	高橋和彦
	統括指導主事	中山兼一

書記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	岡田隆史
	同 主査	栗間大介

白井教育長	<p>開会時刻 午後１時</p> <p>ただいまから、平成２９年第１３回教育委員会定例会を開催いたします。日程第１、署名委員を決定いたします。古巻委員と上野委員にお願いいたします。</p> <p>続いて日程第２、議案の審議にまいります。</p> <p>はじめに、第３０号議案、江戸川区立林間学校条例施行規則の廃止についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
柴田教育推進課長	<p>第３０号議案、江戸川区立林間学校条例施行規則の廃止についてでございます。お手元に廃止規則の公布文の案文をおつけしております。</p> <p>なお、この規則の廃止につきましては、さきの５月２３日の第１０回の教育委員会定例会におきまして、区長から教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取があり、林間学校条例の廃止条例につきまして、ご議論いただいたところでございます。</p> <p>その後、さきの第２回区議会定例会、６月２７日に議決をいただいて、条例の廃止が済んでいるものでございます。それに伴いまして、条例の施行規則につきましても、ここで廃止をさせていただくというものでございます。内容は以上でございます。参考資料として現行の規則をおつけしてございます。</p> <p>以上でございます。</p>
教育長	<p>ありがとうございました。このことに関しまして、ご質問、ご意見ございましたらよろしくお願い申し上げます。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教育長	<p>よろしいですか。では、原案のとおり決定させていただきます。</p> <p>次に、第３１号議案、第１１回江戸川区少年少女囲碁大会・親子囲碁入門教室開催に伴う教育委員会後援名義の使用承認についてを議題とします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
教育推進課長	<p>第３１号議案、第１１回江戸川区少年少女囲碁大会・親子囲碁入門教室開催に伴う教育委員会後援名義の使用承認についてでございます。申請書をお手元におつけしてございます。</p>

申請団体でございますが、江戸川区囲碁連盟の代表からの申請です。行事名、第11回江戸川区少年少女囲碁大会・親子囲碁入門教室でございます。事業目的は、囲碁の交流を通じて伝統、文化を継承し、子どもの健全育成を目的とするものであります。平成29年9月10日日曜日、グリーンパレス4階集会室及びホールの会場といたしまして、大会自体は4歳から中学生まで、参加予定者は100名。それから、入門教室については、4歳から大人までということで、同じく80名を予定しているということでございます。経費の徴収は、大会が500円、入門教室は無料となっております。名義の使用形態でございますが、後援名義の使用とともに周知のチラシを学校で配っていただきたいという申し出が来ております。

裏面をごらんいただきたいと思いますが、実施要領(案)をおつけしてございます。こちら、今、申し上げたとおりでございますが、左のところをごらんいただきますと、来賓のご挨拶となって、教育長に依頼を予定しているとなっております。

その後、予算書でございますが、こちらは500円掛ける100名ということで参加費を計上して、収入として計上してございます。

資料ではこの下に抜けていると思いますけれども、囲碁連盟の持ち出しということでの5万円を予定しているというお話でございます。すみません。書類上、このような形でお預かりしまして、そのことは確認させていただいております。

そして、支出でございますが、賞品ですとか、印刷、スタジオ使用料等でございます。

続いて、囲碁連盟の規約、そして、団体役員名簿、それから、今回の少年少女囲碁大会のチラシの案、そして、親子囲碁入門教室のチラシの案、その裏面には、これをあわせた囲碁大会として1枚にしたものをこのように添付をさせていただいております。

なお、この大会につきましては11回とありますけれども、実は以前、教育委員会の後援名義の申請がございまして、承認をした事業でございます。ただ、ここ数年申請がなかったということで、また改めて申請が上がってまいりましたので、議案として取り上げさせていただいたものでございます。

以上でございます。

教 育 長

ありがとうございます。今、説明がございましたが、このことに関して、ご質問、ご意見ありましたらよろしく願います。

古 巻 委 員	囲碁教室というのは、月に何回かとか決まっているのではなくて、大会 1 回だけのものでしょうか。
教育推進課長	今回の事業としては、同日に親子囲碁入門教室も実施されるということで一つの行事として後援名義の申請出ておりますが、実はこの連盟さんは、日ごろから小学校で小学生を対象に囲碁教室を開催していただいております。それにつきましては、文科省の後援をいただきながら補助もいただきながらやっております。
古 巻 委 員	それが日常の活動ということですね。
教育推進課長	日常的にはそういう活動をさせていただいております。
教 育 長	他にいかがでございましょうか。よろしいですか。  〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	ないようでございますので、それでは、この件につきましては、後援を承認するという事で決定させていただきます。 それでは、日程第 3、教育関係事務報告にまいります。 はじめに、教育委員会後援名義の使用承認についての報告をお願いいたします。
教育推進課長	後援名義等の使用申請一覧、横版のものをごらんいただきたいと思います。教育推進課から 1 件の報告でございます。 行事名、第 30 回三校一園合同音楽会。申請者は、三校一園 P T A 連絡協議会会長でございます。29 回目の後援名義の申請でございます。目的でございますが、児童・生徒の日ごろの音楽の成果を各 P T A 会員及び地域の方々に披露し、相互の連携と親睦を深めるというものでございます。参加校は、小岩小学校、東小岩小学校、小岩第一中学校でございます。後援の内容でございますが、名義の使用と会場使用料、それから、付帯設備の使用料の申請となっております。 日時でございますが、29 年 11 月 3 日金曜日、小岩アーバンプラザのホールにおきまして、三校の児童・生徒、保護者、そして、地域の方を対象に行われるものです。経費の徴収等はございません。お手元に申請書をおつけ

<p>教 育 長</p>	<p>してございます。 以上でございます。</p> <p>このことに関しまして、ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。 よろしいですか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、ないようでございますので、報告事項を了承させていただきます。</p> <p>次に、いじめ電話相談、平成29年6月分についての報告をお願いいたします。</p>
<p>市 川 教育研究所長</p>	<p>それでは、配付させていただいた資料をごらんいただきたいと思います。 6月分のいじめ電話相談でございます。</p> <p>6月は1件、1回でございます。対象となる児童・生徒は、中学校3年生で性別は不明でございます。相談の内訳なのですけれども、主訴別のところをごらんいただきたいのですが、直接の言葉によるものでございます。相談者はお母様と考えられるということになります。</p> <p>概要を申し上げますと、これはクラスの数人に悪口を言われていた。本人は保健室に頻繁に行っていて、養護教諭、それから、今、生徒は中3なのですがけれども、中2のときの担任には相談しやすいということで頻繁に話をしている。このお電話いただいた日の翌日にお母様のほうが学校で先生とまた話し合いを持つというところで、その予定をお話された上でどうしたらいいかといったような相談でございました。</p> <p>相談員のほうからは、当然明日、話し合いが予定されているということで、その状況によっては、またご遠慮なくお電話いただきたいというようなことでお話をしたところ、その後、この方からのお電話はなかった、といったところでございます。</p> <p>ちなみに、この内容は、学校名、性別もですけれども、特にお話はされないご相談でした。それから、通常、教育委員会の指導室への情報提供を希望するかしないかも聞いているのですが、希望しないというところで終わっている案件でございます。</p> <p>概要は以上でございます。</p>

教 育 長	この件に関しまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。
石 井 委 員	最後、おっしゃっていた指導室への情報提供を希望する、しないということなのですが、具体的には希望するとなるとどうということが起きてくるのでしょうか。
教育研究所長	<p>希望されるということになりますと、当然、指導室のほうから学校に連絡をしてという流れになります。希望されるということになると、より一層具体的に学校名であるとかお子さんのお名前とか、可能な範囲なのですが、それはお願いして教えていただくといったところになります。</p> <p>もし、学校名をお知らせいただいて匿名ということでも、学校の名前がわかれば指導室のほうは一定の対応ができますので、そういったことにはなるのですが、本件については希望されないというところで電話は終わっています。</p>
石 井 委 員	翌日以降のことになるかもしれないのですけれども、区内のどこかの学校からいじめの相談があったんだというような報告が上がってくる、来ないということはあったのでしょうか。
教育研究所長	特徴的なものがあれば学校のほうから当然報告が上がってくるものだと思うのですが、ただ、この相談の内容も非常に漠然としている部分もありますので、その他いろいろな学校から上がってくる情報で合致するものというのはわからなかったです。
石 井 委 員	そうですね。ありがとうございます。
上 野 委 員	学校も生徒の名前も父兄の名前も匿名、それで、こちらのほうに相談をするわけでしょう。その意図は何なんですかね。何を期待してそういう電話かかってくるのかと思いますか。
教育研究所長	これは、私の憶測になってしまうのですけれども、こういった悩まれている親御さんとかは、話をできる相手がいない、いわゆる孤独な状態があるのかなと思うんですね。例えば、近所の方とか保護者同士でこういった悩みとか話が打ち明けられる人がいればいいのですけれども、そういった方がなかなかいらっしゃらないと、学校に明日相談に行くのだけれども、ひとまず誰

	<p>かに聞いてほしいとか、そういったことでお気持ちの整理をしたりとか、そういったこともあるのかなと思います。ですから、他の電話相談もそうかもしれないのですが、まずは聞いてもらいたいということが第一にあるのかなと私は思います。</p>
上野委員	<p>聞いてもらいたいという気持ちでもそれはわかるのですが、そういうことに対してこちらが、受けるほうから何か抽象的にしてもアドバイスみたいなものはするものなのですか。</p> <p>ただ、そうですか、大変ですねというふうな、聞いてあげているだけなのですか。</p>
教育研究所長	<p>内容にもよるかなとは思いますが、例えば、学校に対して話をするときにお母さんの思いを整理してあげて、それをこういう形でお話されたらどうですかとか、そういったアドバイスをするケースはもちろんございます。</p>
上野委員	<p>あと、全て匿名にしる、聞いている内容によっては、中学校3年生だっぐらいまでわかったとすると。全中学校に対して、こちらから報告をするというようなこともあり得るのですか。</p>
教育研究所長	<p>例えば、生命に直結するような事案とかの場合は、もちろんどこの学校ということは関係なしに、中学校ということが特定された段階で、33校にこういった情報が入っているということで情報提供することは当然あるかと思えます。</p>
上野委員	<p>わかりました。</p>
松原委員	<p>時折、研究所にお邪魔して、OBの先生方、相談員の皆さんが一定の当然スキルを持って相談に乗っていると思うのですが、今、お話がありましたけど、危機的な、そういったようなことは、相談員の先生方が実感として感じ取るような場面というのはあるんですかね。</p>
教育研究所長	<p>このいじめ電話相談に関してですが、私が着任してから電話の受理表は見ていますけれども、今のところ私が見ている範囲では、一刻一秒を争うようなというケースは、今のところはありませんでした。</p>

教 育 長	<p>よろしいですか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>では、他になければ、この報告事項を了承させていただきます。 続いて、「日曜」不登校相談の実施についてお願いいたします。</p>
教育研究所長	<p>よろしく申し上げます。「日曜」不登校相談のお知らせという資料を配付させていただいているかと思えます。これは既に区内の小・中学校校長宛てに送っているものなのですが、通常は平日に相談を受け付けているのですが、平日ではなかなか相談の時間が確保できないという保護者の方、それから、児童・生徒、後は教職員も含めて、日曜日に年間2回、9月24日、それから、2月18日の二日間、日曜日に不登校にかかわる相談を受け付けるといったものでございます。</p> <p>場所はグリーンパレスの教育相談室で行いまして、対象は江戸川区在住、あるいは、在学の不登校及び不登校傾向の小・中学生の保護者、本人、教職員ということで、一応、定数としては8組。8組というのは9月、2月、それぞれ8組ずつといった意味ですが、合計16組ですね。受け付ける予定でございませぬ。</p> <p>これが4番、実施内容にも書かせていただいたとおり、個別の教育相談をおおむね80分間を予定しているのですが、行わせていただくといったものでございます。こちらは、申し込み順で申し込みを受け付けてはいるのですが、ここ数年8組、8組の16組を超える申し込みはございません。ちなみに昨年度は、9月が3件、2月が5件の申し込みがございました。</p> <p>それから、裏面は、保護者や生徒向けに配付するチラシのつくりになっております。概要は、表面の通知と同じ内容になっております。</p> <p>報告は以上でございませぬ。よろしく申し上げます。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございました。では、この件に関しまして、ご質問、ご意見ございましたらよろしく申し上げます。</p>
石 井 委 員	<p>手紙を配る時期なのですが、いつごろ配るのでしょうか。</p>
教育研究所長	<p>既に先日の校長会、7月5日に校長向けにはこの手紙を配っています。裏面のチラシのほうを増し刷りしていただいて、該当するであろう保護者の方</p>

	に直接学校のほうからお渡しいただくという形をお願いしていくところでございます。
石井委員	9月24日ということで、7月に配るとそれから、9月の頭に配るとどちらがより効果が出るかなというようなことをちょっと考えまして。重ねての質問なのですけれども、2月の相談というときにもまた時期を見て、近いところで手紙を配られるということでしょうか。
教育研究所長	2月についても、また2月が近づきましたら、同じような通知を校長向けにはします。 それから、補足なのですが、これは例年区の広報誌やホームページももちろんですけれども、それぞれの教育相談室であるとかそういったところにもチラシのほうを既に置いてあります。例えば、日ごろそれぞれの教育相談室に行っている方も、日曜日もできるということであれば、もちろん可能な範囲で対応させていただくスタンスです。
石井委員	ありがとうございます。
教育長	他にいかがでしょうか。
上野委員	今まで何回もやっているのでしょうか、今までも年に2回なんのでしょうか。それと1回に対して、どのくらいが人数の相談が平均あるのですか。
教育研究所長	先ほど、昨年度、28年度9月が3件、2月が5件というお話をさせていただきましたけれども、ちなみにその前、27年度が、9月が6件で2月が4件。その前26年度が、9月が2件で2月が4件ということですので、大体平均しますと、そうですね、年間合わせると七、八件といったところになるかと思います。
上野委員	この中で、相談者の対象というのですね。これは保護者、本人はわかるのですが、教職員の方も相談したいという。これはどういう意味があるのですかね。例えば、教職員というのは各学校に所属しているわけですよね。あるいは、校長とか副校長とかいろいろ校内で相談すべきで、その人たちとは相談はしているのだけどさらに来るのか、それとも、相談しづらいから来るのか、そのあたりはどうなんですかね。

<p>教育研究所長</p>	<p>原則、教職員の不登校児童・生徒への対応ということになりますと、通常平日の相談を受け付けている機関に相談という形でないにしても、関係機関同士ですので当然、学校の教職員から教育研究所のほうに電話連絡等があって、そこでこういった対応に苦慮しているのだけれども、ということで相談というよりもどちらかという連携して対応するというケースはよくあるのかなと思います。ですから、教職員の方が突然来るとするのは、なかなか普通では起こり得ないと思っています。</p> <p>しかしながら、ただ、平日の場合は、なかなかじっくり80分というようなしっかりした時間で直接お会いしてお話しするという機会もなかなか厳しいので、教職員の方でもご希望があればということで、一応門戸は開いているといったところです。ただ、実際はほとんど近年対応している状況ですと、保護者の方が単独でいらしたりとか、後は、お子さんと一緒に保護者の方がいらっしゃるといったケースがほとんどということです。</p>
<p>上野委員</p>	<p>平常教職員から直接教育委員会の所長宛てとかに電話かかってきて相談したり、これから行っていいか、とかそういうような教職員はいるのですか。</p>
<p>教育研究所長</p>	<p>どちらかという、余り教職員のほうから対応に苦慮してグリーンパレスの相談員にどうしたらいいかというケースはほとんどゼロに近いかなと。というのは、各学校に週1回なのですが、スクールカウンセラーが配置されていますので、通常であれば、学校の中で当然、生活指導部であるとかそういった教員が対応を協議しながら進めていますし、そこにスクールカウンセラーが実際に入って対応を考えたりとか、あと、それでもなかなか厳しいという場合は、指導室のほうにスクールソーシャルワーカーの派遣とかそういったところを要請してくることもあるので、基本、教員が単独で対応に悩んで直接いきなり教育研究所の心理士に相談というのは、通常であればないかなと思っています。</p>
<p>上野委員</p>	<p>それでしたら安心しました。直接こちらに来るといような教職員がいるとすると、各学校の運営がうまくいっていないという様子が見られますからね。それでほっとしました。</p> <p>ところで、あとは本人や保護者ですけどね。この人たちが相談に来る。日曜のほうが相談しやすいということはよくわかります。やってあげてもいいんですが、年間1回、五、六名だということになると、数からいうと非常に</p>

年に2回で少ないですよ。ただ、私は、そういう本人や保護者の立場になって考えると、それで心悩ましている親は年に2回しかないから今度は9月まで待ってそこ行こうとか、ちょっと無理があるように思うんですね。その間にそれじゃあ頼りにならないや、って諦めちゃう場合もあるし、その間に何かいろいろ対応してあげるべきことがもっと効果的だろうと思うんですね。そうちょいちょい毎週やるとかそういうこともできないでしょうけども、これ有意義だと思うので、もう少し回数を増やしてあげたらいいんじゃないかな。それに対していろいろ条件があると思うけど、その点のところどうですか。

教育研究所長

そうですね。ひとまず2回にしている理由としては、一つの相談をきっかけにさせていただいて、もし継続ということであれば、当然平日でも時間を決めて電話相談を受けるとか、そういったところで進めたり、そういったことはしていますので、まずは相談につなぐというところで一つのきっかけにさせていただきたいという思いでこういったものをつくっているような状況でございます。

ただ、もちろん保護者の方にとっては、日曜日というのがもっとあったほうが良いという思いも当然あるとは思いますが、そのあたりはさまざまな条件があるかなというふうに思いますので、ぜひ年度課題にさせていただきたいと思います。

上野委員

さっきの教職員の相談というのは例外的なのと言ってましたけど、それは本来学校内でやるべきことだろうと思うんですね。本人も保護者もこういう悩みについては本来は学校へ行って、校長先生や教頭先生やあるいは担任とかその他の方に素直に平日、日曜日にかかわらず相談に行くというのが本来ですね。しかし、それは現実にはしにくい場合があると。だから、こういう場所でやるというのは、ある意味では重症な子どもたちを受け入れるのに結構なことだと思うんですね。そういう気持ちで言っているのですが、これも今度はたやすく学校へ行って、先生に気軽に相談できるようならば一番いいんですけどね。

古巻委員

私も先ほど上野先生がおっしゃったこと、同じく感じたものなのですが、年に2回というのは、先ほど所長がおっしゃったとおりで理解はしたのですが、そうだとしたら、日常的に対応できる例えば、いじめ電話相談でございますけど、例えば、これをいじめ不登校電話相談とか、若干無理があるかも

教育研究所長	<p>しれませんけど、そういうように日常的に対応できるような体制にしておいたほうがいいんじゃないかという気持ちがあちょっと感じたものですから、その辺はどうでしょうか。</p> <p>いじめ電話相談は、いじめに特化したという社会的な要請もあって、いじめ電話相談という名のもとに一つ番号をつくって電話を設けています。それ以外には、教育相談全般の電話相談というのは、別の電話番号なのですが設けていまして、実際のところは、年間大体400件近い電話相談を受けています。その中で、これは平日だけなのですけれども、実際のところ現在、多くの相談、大体3割ぐらいの相談は不登校にかかわる相談を電話でも受けています。ですので、実際、いじめ電話相談としてかけていらっしゃる場合もありますけれども、一般の電話相談として、不登校にかかわる相談というのは一年中平日は受け付けていますので、そのあたりでは、現状では対応できているのかなと思っています。</p>
古 巻 委 員	<p>ちょっと言いにくいみたいなものが多分あると思うんです、親御さんからすると。ですから、そういう文句を割と入りやすい、そういうふうになれば、例えば、これも思いつきかもしれませんが、「日曜」不登校相談のお知らせというチラシの中に日常的には電話でも受け付けていますみたいなことを入れておいても、何かちょっと目には、年に2回しかないのかみたいな、それしか受け付けられないのかというような印象を中にはそういうことを持つ人もいるんじゃないかという気がいたしました。</p>
上 野 委 員	<p>今、古巻先生おっしゃったことに関連しているのですが、私もむしろ不登校相談という、それをいじめに特化したということでも結構なのですが、不登校ということがいろいろなものが含んでいると思うのですよね。その原因がいじめだったり、その他だったり、私、いじめの場合も多いと思うのですよね。それで、これは最悪の場合ですけれども、子どもさんが悩んで自殺をするという事件のが、報道に出ますね。自殺する子というのは、親に心配かけないとか親に言うことが恥ずかしいとか、言わないんですね。言わないで自殺して、親もなんで自殺したんだろう。書き置きだとかその他見て……となっていくわけでしょう。だから、不登校ということは、ある意味いじめられているということを親に訴えたり親もわかったりすること以上に複雑な子どもの心理があるわけですね。そういう包括的なしくみでの活用というか、そちらへの電話が多いならば、そういうことをむしろ本格的にしたほうが効果</p>

	<p>的かなと思いますけどね。何といたってもそういう相談があった場合にはできるだけ匿名にすると。匿名が嫌だというのは、あとで障害があると思って隠したがるわけでしょう。それはちゃんと情報は保護するということで、なるべく匿名にして、そして、学校との間ですぐこちらからも連絡してやるという、そのほうが効果的だと思うんですね。</p> <p>私の知り合いにそういう相談に来る人いるんです。だから、そういう親の悩みでもちょっとお話しして慰めたりアドバイスもするんですけど、また、1週間ぐらいたつと相談に来る。そういう親は毎日いたたまれない気がするんですよ、母親なんか。それはさっきの例ですけど、極端な話、日曜はいいんだけど、年に2回じゃあ到底間に合わないと思うんですけど。と感じたんです。</p>
松原委員	<p>あれですよ。教育委員会が学校に配っているカードがありましたね。いじめ相談じゃない、教育相談。</p> <p>それを各自、全員持っているので、そういうものを活用をすべきだなと思うんですね。</p> <p>子どもたちがそれぞれ個々電話することができるんです。そういうシステムになっていますね。いじめとの関係なんですけど、やっぱり現場経験から言うと、未然に防ぐという視点では、一番気がついてほしいのは学校の先生。それから、その部分で、本区の先生方みんな頑張っておられると思うのですけれども、未然にそういう状況をとらまえて早めに各校にいらっしゃるカウンセラーと保護者をまじえて相談しながら対話をしていくのが一番効果があると思います。</p> <p>カードは全員持っているんですよ、子どもたちが。生徒手帳に入れておけて言っているんですね。</p>
古巻委員	<p>もう一点よろしいですか、別件で。</p> <p>不登校相談の対象者ですが、区内在住または在学の不登校及び……。ということは、江戸川区以外の学校に通っている人でも、在住であれば私立、公立問わないということですか。</p>
教育研究所長	<p>不登校相談に限ったことではなくて、日常の相談という形でも、実際、江戸川区内に住まれていて、他の自治体の私立の学校に行っている児童・生徒を対応している例は、実はかなりあります。</p>

古 巻 委 員	そのほうが話しやすい、ということかもしれないと。
教育研究所長	<p>そうですね。いきなり特に私立学校の場合は、公立と違って教育委員会というところではなくて、そういう私立の学校を管轄しているのは、都道府県の例えば、東京都で言えば東京都の中の1セクションに私学部というところが管轄しているんですね。ですから、教育委員会のように直轄するような組織がないので、いきなり東京都庁になってしまいますので、ですから、学校に話すしか基本はないですね、私立学校の場合は。</p> <p>ですから、なかなか今、お話されたように相談しやすさからいうと、江戸川区のこういったものを利用していただいたほうが、まずはお話ししやすいのかなというふうには思いますね。</p>
古 巻 委 員	わかりました。
上 野 委 員	<p>こういうものを見ると、それなりに随分気を使ってやられているなという点では、いいことだと思っておりますけども、これは一種の生徒とか父兄と学校と、あるいは教育委員会とか、連絡とパイプなんですよ。そういうパイプはいっぱいあったほうがいい。アンケートだってそうでしょう。パイプはつくってもいいんですけども、生徒たちの側、あるいは父兄の側から見ると、そのパイプを使うこと自体にいろいろ躊躇する。だから、そのパイプを使ったら絶対それは漏れないと、ちゃんとその秘密はちゃんと守ってくれるという、こういうところまでパイプが保障されないと意味がないですね。意味がないという言い過ぎですけど。だから、ここへかければいいかなと思っても、それで解決しない。かけようと思ってもやっぱり躊躇してしまう子もいるということですね。あのときも例えたんですけども、西洋のことわざでね、悪魔にとって最も力強い味方は、数において圧倒的に多い善人たちの沈黙であるということわざがあるんですね。少数の悪い悪魔でも、それは悪いことだということは、ほとんど全員がみんな承知していながら黙っていると。最近はやりの見て見ぬふりをしていると。いじめのところでもみんな知っているんですよ。そういうところがいじめを防止できる制度、パイプの大切なところなんです。生徒はみんな善人で、大勢の人たちは助けてあげたいと思うんだけど、できないままでいると。それもある種の言い方によれば被害者ですよ。そのためにはどうしたらいいかという、電話かかってきても何かかかってきても、それは絶対に漏れないような保障を学校や父母やその他の機関でつくるということだろうと思うんですね。それならば、本</p>

教 育 長	<p>当に安心していろいろ匿名じゃなくても、いろいろ安心して相談に来られる。チクられるから言わないとか、そういうようなことで、それを歯どめにしちゃって、沈黙をさせちゃっているというところに私は本質的な課題があると思う。そういうものを指導して、できるだけ安全なものにしていくのは、やっぱり教育機関とか教育委員会かなという感じがしますね。</p> <p>ありがとうございます。今、上野委員がお話になったようなこと、本当そうだと思いますし、これからもきちんとやっていかなくてはというふうに思いますね。</p> <p>この件に関しまして、よろしいでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、この報告事項を了承させていただきます。</p> <p>以上をもちまして、平成29年第13回教育委員会定例会を終了いたします。お疲れさまでございました。</p> <p>閉会時刻 午後1時53分</p>